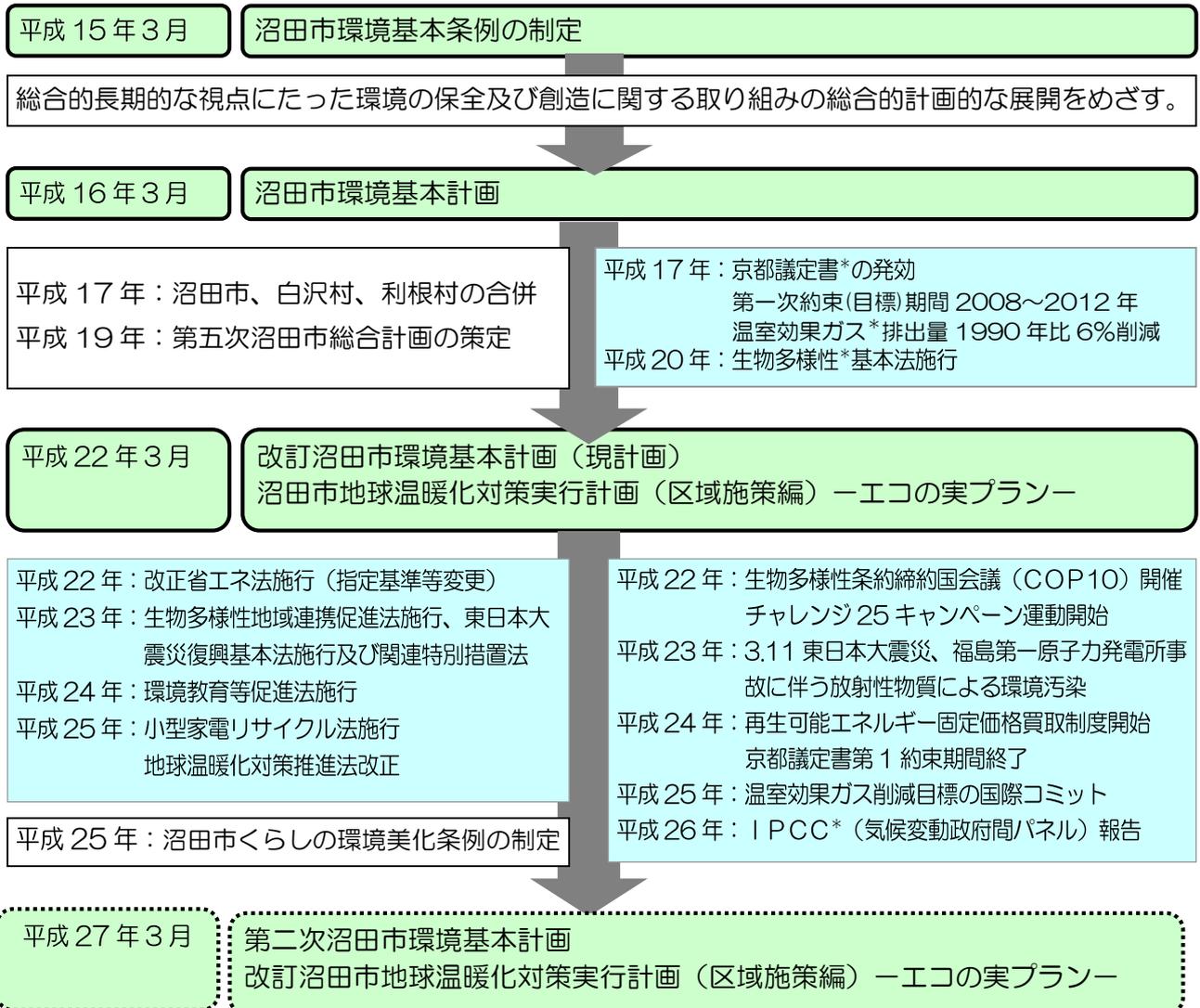


3 環境基本計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

豊かな森林や清流に育まれた本市においても、気候変動に伴う異常気象の発生や農産物への影響、生物生息環境の変化などが懸念されてきました。また、私たちのくらしや産業活動を便利で豊かにしてきた資源やエネルギーの大量消費・大量廃棄型社会の広がりにより、環境負荷が増大や蓄積するなど、地球温暖化などの地球環境問題をはじめ、身近な環境にもさまざまな変化や影響をもたらしてきています。

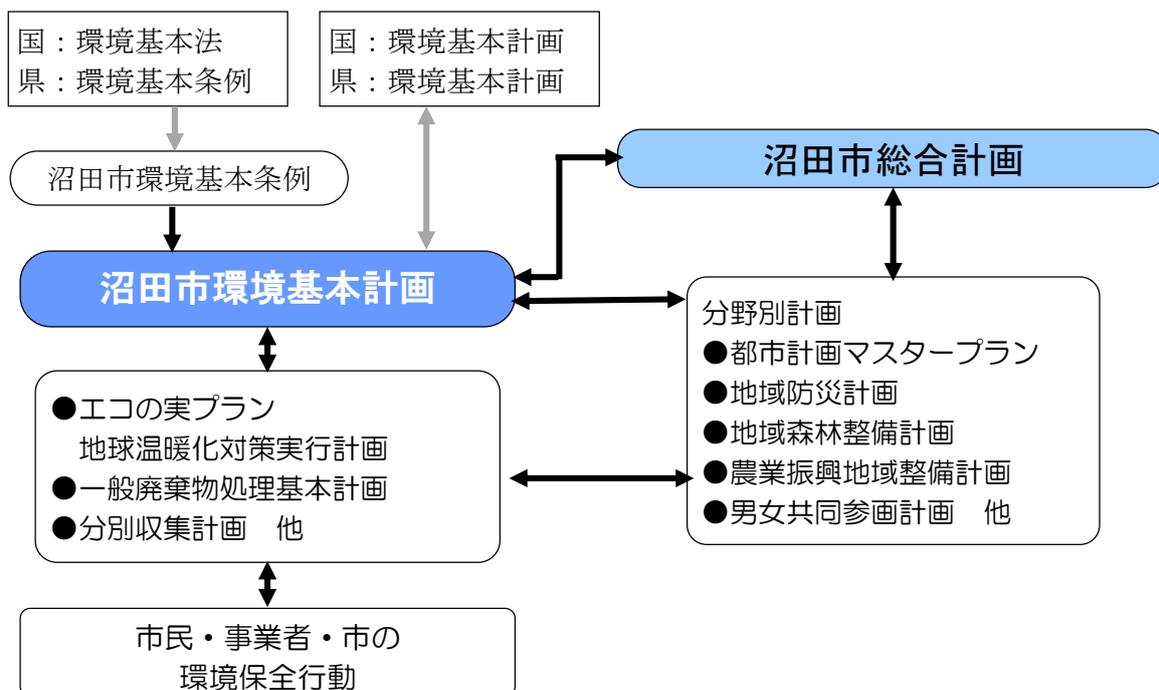
このような問題に対処していくためには、特定の環境問題ごとに個別に対処するだけでなく、環境そのものを総合的にとらえ、計画的な施策を講じていくことが必要になってきました。



(2) 計画の役割と位置づけ

この計画は、沼田市環境基本条例第8条に定める環境の保全等に関する目標であり、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。あわせて、市民・事業者・市の各主体が環境の保全等に取り組んでいく上での“道しるべ”としての役割もっています。

また、この計画は、国や県の環境基本計画との整合性を図り、沼田市総合計画における環境面の取り組みを推進する計画として位置づけるものです。



[沼田市環境基本条例第8条]

(環境基本計画)

第8条 市長は、次に掲げる事項について、沼田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定める。

- (1) 環境の保全等に関する目標
 - (2) 環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業所又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、沼田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(3) 計画の基本的事項

① 計画の推進主体

この計画の推進主体は、市民、事業所、市とします。

[沼田市環境基本条例第4～6条]

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者が環境への理解を深め、意欲を高めるため、必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

② 計画の対象地域

対象地域は、沼田市全域とします。ただし、近隣市町村との連携にも配慮します。

③ 計画が対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、地球環境とします。

④ 計画の目標年度

目標年度は、平成36年度（2024年度）とします。

ただし、社会経済状況が大きく変化し、新たな課題が生じて実態に合わなくなった場合や、進捗状況を点検、評価の結果、計画がそぐわないと判断された場合は、見直しを行います。

(4) 計画の推進体制と進行管理

本市の環境課題を解決し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業所・市がそれぞれの役割を理解し、連携・協力しながら取り組みを進めていくことが重要です。

そこで、計画の実効性を高めるとともに、効果的な推進を図っていくため、以下のような推進体制と進行管理の仕組みを作ります。

① 推進体制

ア 環境調整会議

広範多岐にわたる環境施策を総合的、計画的に実施するため、庁内に環境調整会議を設置し、関係各課による連絡調整や施策検討等を行い、事業化につなげます。

イ 環境審議会

計画の推進には、様々な分野から専門的に審議・検討していくことが必要となります。そこで、市民や団体、機関の代表、有識者などで構成する環境審議会に、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の進行管理や環境施策などについて意見を求め、施策の推進に反映するよう努めます。

ウ 関係機関及び関係団体との連携

環境施策を総合的に実施するためには、行政だけでなく教育機関や市民環境団体、NPOなど、関係団体との連携や協力が必要です。

これまでの環境関連機関・団体との連携を充実していくとともに、事業の実施を通じ、連携・協力体制を築きます。

エ 広域的な連携と協力

地球温暖化対策や自然との共生における生物多様性*の確保などの問題は、本市だけの取り組みで解決できるものではありません。

こうした広域的な対応が必要となる環境問題については、国などの動向を踏まえながら、近隣自治体や県と連携を強化し、協力しながら取り組みを図ります。

② 計画の評価

計画を推進するために、年度ごとに重点施策及び具体的な事業の実施状況を確認、課題を整理しながら、事業を実施していきます。

また、各担当課は、取り組み施策を元に具体的な事業と数値目標を定め、その結果を年次報告書として公表します。

年次報告書により新たな課題が見つかった場合は、次年度の事業に反映させるとともに、必要に応じ環境基本計画の見直しを行います。

計画の最終年度である平成36年度（2024年度）に最終評価を行い、設定した目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を再度設定し、次期計画につなげていきます。

各種施策の展開に際しては、環境調整会議を開催し、関係各課との調整を行います。

③ 計画の進行管理

本計画に掲げた環境施策を効果的に推進するため、「環境基本計画PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクル」を構築し、計画どおりに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、必要に応じて各種環境施策など見直しを行い、PDCAサイクルを実施していきます。

